

2020年4月8日

分会長  
支部長  
支部書記長  
執行委員

様

長野県高等学校教職員組合  
執行委員長 細尾 俊彦

## 職場学習討議の呼びかけ

### 「1年単位の変形労働時間制」を学校現場に導入させない取り組み

新型コロナウイルス対策で学校現場にさらなる負担が押し寄せています。こうした中でのご奮闘に心より敬意を表します。

さて、4月22日（水）23日（木）に実施をお願いしている一斉校長交渉において、今年度の重要な課題の一つが表題の「1年単位の変形労働時間制」の課題です。文部科学省は1月7日に「教員の時間外勤務の上限ガイドライン」を「指針」とし、法的根拠を持たせて、都道府県にも「上限方針」を定めるように指示しましたが、長野県では2月～3月での「上限方針」の策定は見送られました。しかし、全国的には約半数の都道府県で、文科省が示したスケジュール通り2月に「上限方針」を決定し、6月に「変形労働時間制導入」を可能にする条例改正という方向で動いており、長野県においても今後の動きを注視する必要があります。

校長交渉に向けて、以下の取り組みを提起します。新型コロナウイルスへの対応で困難な状況ですが、できる限りの対応をお願いいたします。

#### 記

- 1、学習討議資料「問題だらけの『1年単位の変形労働時間制』 学校現場への導入をさせないために」を、職場会等で読み合せなど行い学習を深めます。
- 2、新規採用者には必ず配布して、校長交渉への参加を呼びかけます。（組合未加入でのオブザーバー参加など柔軟に対応します）
- 3、未組合員にも必要に応じて配布して、高教組の取り組みへの理解と協力を求めます。
- 4、管理職（校長、教頭）には必ず校長交渉前に渡し、読んだうえでの校長交渉を求めます。
- 5、支部評議員会等でも率直な議論をお願いします。

以上